

第四十九号議案

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

東京都職員定数条例（昭和二十四年東京都条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「一九、〇六八人」を「一九、五五八人」に改め、同表二の項中「六、七一五人」を「六、七三九人」に、「三、六〇三人」を「三、五六三人」に、「一二、八三九人」を「一二、八二三人」に改め、同表三の項中「一五〇人」を「一五一一人」に改め、同表五の項中「二五人」を「二六人」に改め、同表六の項中「八九人」を「九〇人」に改め、同表七の項中「七八六人」を「八〇九人」に改め、同表合計の項中「三三、〇二六人」を「三三、五二六人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を改める必要がある。